

令和8年度

介護サービス情報の公表制度に係る

報告・調査・情報公表計画

広島市

介護サービス情報の公表制度に係る報告・調査・情報公表計画

「介護サービス情報の公表」制度の施行のため、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第37条の2の3第1項に規定する「介護サービス情報の報告に関する計画」、同施行令第37条の5第1項に規定する「調査事務に関する計画」及び同施行令第37条の11第1項において準用する第37条の5第1項に規定する「情報公表事務に関する計画」を次のとおり定める。

なお、「介護サービス情報の報告に関する計画」、「調査事務に関する計画」及び「情報公表事務に関する計画」を「介護サービス情報の公表制度に係る報告・調査・情報公表計画」（以下「計画」という。）として一体的に定める。

令和8年8月21日

広島市長 松井 一 實

1 計画の基準日

令和8年4月1日

2 計画の期間

令和8年8月21日から令和9年3月31日まで

3 報告の対象となる事業者

- (1) 令和8年度に対象となるサービスを提供する事業者のうち、次のいずれかの要件を満たすものとする。ただし、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション及び介護予防短期入所療養介護（以下「訪問看護等」という）のうち、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第71条第1項本文の規定により居宅サービスに係る法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた病院、診療所又は薬局（以下「病院等」という。）、法第72条第1項本文の規定により居宅サービスに係る法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院（以下「介護老人保健施設等」という。）又は法第115条の11において準用する法第71条第1項本文及び第72条第1項の本文の指定があったものとみなされた病院等若しくは介護老人保健施設等であって、指定があったものとみなされた日から起算して1年を経過しない者によって行われる訪問看護等については、対象外とする。

ア 令和8年1月1日以降、新たに介護サービスの提供を開始する事業所(以下「新規事業所」という。)を開設

イ 基準日前1年間における介護報酬の受領額が100万円を超える事業所(以下「既存事業所」という。)を開設

(2) 令和8年度に対象となるサービスの種類

1	訪問介護	13	夜間対応型訪問介護
2	(介護予防)訪問入浴介護	14	地域密着型通所介護
3	(介護予防)訪問看護	15	認知症対応型通所介護
4	(介護予防)訪問リハビリテーション	16	小規模多機能型居宅介護
5	通所介護	17	認知症対応型共同生活介護
6	(介護予防)通所リハビリテーション	18	地域密着型特定施設入居者生活介護 ※養護老人ホームに係るものを除く。
7	(介護予防)短期入所生活介護	19	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
8	(介護予防)短期入所療養介護 ※(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)第14条第4号に掲げる診療所に係るものを除く。	20	看護小規模多機能型居宅介護
9	(介護予防)特定施設入居者生活介護 ※養護老人ホームに係るものを除く。	21	居宅介護支援
10	(介護予防)福祉用具貸与	22	介護福祉施設サービス
11	(介護予防)特定福祉用具販売	23	介護保険施設サービス
12	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	24	介護医療院

4 調査事務の対象となる事業者

報告の対象となる事業者のうち、「「介護サービス情報の公表」制度における調査に関する指針」(平成30年7月1日策定)に定める事業所を開設しているもの。

5 事業者に対し、調査を行う指定調査機関の名称等

指定調査機関(指定情報公表センターも兼務)

名称	一般社団法人広島県シルバーサービス振興会
所在地	〒734-0007 広島県広島市南区皆実町一丁目6番29号 広島県健康福祉センター内
連絡先	TEL:082-254-9699/FAX:082-254-9690

6 事業者ごとの報告の期限及び調査・情報公表を行う月等

次に掲げる事業所の区分に応じ、介護サービス事業所ごとに定めることとする。ただし、報告の対象となる事業所において、円滑な報告・調査・情報公表に支障がある場合は、指定情報公表センター又は指定調査機関に理由を付して申し出ることにより、報告の期限及び調査・情報公表を行う月について調整を求めることができる。

ア 新規事業所

別途、当該事業所に係る計画を定める。

イ 既存事業所

別表のとおり

7 報告の方法及び提出先

(1) 報告の方法

インターネットを介した『介護サービス情報報告システム』（以下「報告システム」という。）により報告を行うこととする。ただし、報告システムを使用した報告に支障がある事業所については、この限りでない。

(2) 報告の提出先

報告の提出先は、指定情報公表センターとする。

8 介護サービス情報の報告の受理に関する事項

事業者ごとの報告の受理の開始時期は、原則この計画に定める報告期日の2週間前とする。ただし、円滑な報告に支障がある場合は、指定情報公表センターに理由を付して申し出ることにより、受理の開始時期の調整を求めることができる。

9 その他

(1) 本体サービスと予防サービスが一体的に運営されている場合の取扱い

予防サービスは、本体サービスと一体的に報告されるものとする。また、調査に関し、本体サービスと予防サービスがいずれも調査対象となっている場合、予防サービスは、本体サービスと一体的に調査を行うものとする。

(2) 二つ以上のサービスが一体的に運営されている場合の取扱い

次のサービスを一体的に行う事業所が同一年度に調査対象となる場合は、左記のサービスの調査を行うことにより、他のサービスの調査を併せて行ったものとする。

①訪問介護と夜間対応型訪問介護

②訪問看護と療養通所介護

③通所リハビリテーションと療養通所介護

④通所介護と地域密着型通所介護と認知症対応型通所介護（予防を含む）と療養通所介護

⑤特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）（予防を含む）と特定施設入居者生

活介護(有料老人ホーム(外部サービス利用型))(予防を含む)と地域密着型特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)

⑥特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム)(予防を含む)と特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム(外部サービス利用型))(予防を含む)と地域密着型特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム)

⑦特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅))(予防を含む)と特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅(外部サービス利用型)))(予防を含む)と地域密着型特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅))

⑧福祉用具貸与(予防を含む)と特定福祉用具販売(予防を含む)

⑨介護老人福祉施設と地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護と短期入所者生活介護(予防を含む)

⑩介護老人保健施設と短期入所療養介護(予防を含む)

⑪介護医療院と短期入所療養介護(予防を含む)

(3) 介護サービス情報の更新の取扱い

事業者は、省令別表第1に係る情報の内容に変更があった場合は、速やかに指定情報公表センターへ報告し、指定情報公表センターは速やかに公表する。

(4) 是正命令を受けた事業者に係る介護サービス情報の取扱い

市長から、法第115条の35第4項の規定に基づき報告を行い、若しくはその報告の内容を是正し、又はその調査を受けることを命じられた事業者に係る介護サービス情報については、指定調査機関及び指定情報公表センターは、市長の指示により調査又は公表を行うこと。

(5) 新規事業所の介護サービス情報の取扱い

ア 指定情報公表センターは、新規事業所から報告された介護サービス情報について、適時速やかに公表する。

イ 新規事業所からの報告の受理時において、指定又は許可の申請中である事業者の介護サービス情報は、指定又は許可を受けるまで公表することができない。

(6) 介護報酬の支払を受けた金額が100万円以下の事業所を開設している事業者の取扱い

この計画の1において定める基準日前の1年間において、介護報酬の支払を受けた金額が100万円以下の事業所を開設している事業者から介護サービス情報の公表又は調査を希望する旨の申出があった場合、別途当該事業者に係る計画を定める。